

NTT ビズリンク株式会社

テレビ会議多地点接続サービス契約約款

テレビ会議多地点接続サービス契約約款は廃止します。

附則（令和8年2月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、令和8年2月1日より実施します。（経過措置）
- 2 この約款実施前に、当社のテレビ会議多地点接続サービス契約約款（以下、「旧約款」といいます。）の規定により生じた支払、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この約款実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。